

選挙修正に関する件

第七号案

主文

中央執行委員会提出

昭和四年十月

昭和四年大会は選挙修正要綱を左の如く決議す。

一、選挙法の改正

イ、満廿才以上男子の選挙権及び被選挙権

ロ、欠格條項 撤廃

ハ、大選区比例代表制

ニ、

ヘ、投票日の公休制と日給の全額支給

ホ、被選挙制度の撤廃

三、

ト、投票不在投票の禁止、不正行為の罰則

チ、選民地に於ける普選の實施

(三)

イ、選挙費用の回復

ロ、大選区比例代表制の分を官制とし一選一選有投票権を設けず

ハ、大選区は大選区制の分を官制とし一選一選有投票権を設けず

ヘ、第二有選権は候補と大に出る所候補以外

◎

理由

現行選挙法は、その名は「普通選挙法」であるが、其の内容に於いては、選挙権、被選挙権の制限、被選挙制、欠格條項の廢止、居住制限の過重等、多岐にわたる不備を備へ、獨斷的普通選挙法に違ふないのである。而かも選挙法に於いては、買収の横行、不正干渉の頻發、或も合理的選挙の行はれたる例証を見ないのである。

換言すれば、最近の特殊の選挙法ではないが、限りなき被選挙権の増設、既成政黨の繼續たる行爲に依り、選挙の根本的修正を叫ぶるを得ない。

近時政黨の一部及び中道内閣を中心とする民政黨乃至政友會等の「選挙修正」の聲の起るは實に、

的對象である。或等の要求する選挙の修正は大別して、

の聲の起るは實に、

的對象である。或等の要求する選挙の修正は大別して、